

産業廃棄物処理施設の設置に係る 手続の適正化等に関する条例のあらまし



産業廃棄物処理施設等を設置等する場合の
事前の手続が変わります

施行時期

平成22年1月1日から「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」（手続条例）が施行されます。

用語

ここで使用する用語は以下のとおりです。

法 → 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

施行令 → 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」

適正処理条例 → 「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」

規則 → 「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則」

岐阜県

手続条例の概要

目的

産業廃棄物処理施設等の設置計画に関する周知の手続と関係住民等から意見を求める手続等を定めることにより、産業廃棄物処理施設等の設置手続の適正化と透明化を図り、産業廃棄物処理施設等の設置等に関する合意の形成(※)と周辺地域の生活環境の保全に寄与することを目的としています。

※産業廃棄物処理施設等の設置等に伴って生ずる周辺地域の生活環境の保全に関する紛争を予防するための事業者と関係住民との相互理解

対象

次の許可申請等を行うときは、あらかじめ手続条例で定めた手続を実施する必要があります。

◇産業廃棄物処理施設の設置・変更許可申請

法で知事の許可が必要な産業廃棄物処理施設の設置または変更を行うとき。

◇小規模産業廃棄物処理施設の設置・使用・変更届出

適正処理条例で知事に届出が必要な小規模産業廃棄物処理施設の設置、使用または変更（軽微な変更を除く。）を行うとき。

◇自社処理施設の処分業への転用

自ら排出する産業廃棄物を処理するために設置許可を受けた産業廃棄物処理施設を産業廃棄物処分業で使用するとき。

適用除外

◇ 岐阜市において産業廃棄物処理施設等の設置等を行う場合については、手続条例の全部が適用されません。

◇ 自社処理施設の設置、処理能力が増加しない産業廃棄物処理施設の更新、移動式の産業廃棄物処理施設等であって規則で定める場合等については、手続条例の一部が適用されません。（焼却施設・PCB処理施設、最終処分場等を除く。）

※詳細は廃棄物対策課または振興局にお尋ねください。

手続の不履行への対応

事業者が「終了の通知」を受ける前に、法許可申請等を行った場合については、許可をしないことや許可に条件を付けることがあります。

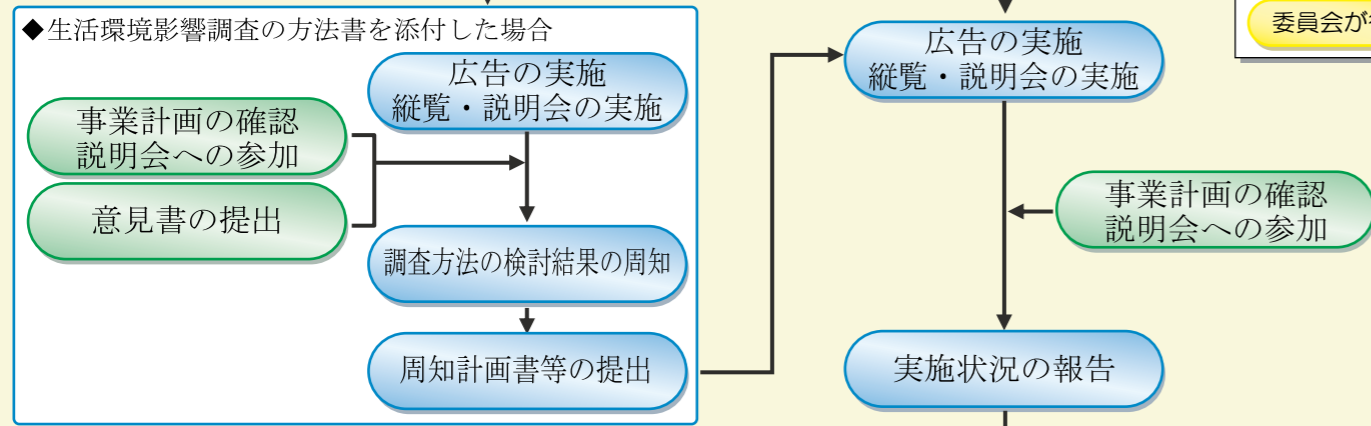
Step1 事業計画書・周知計画書の提出



- 凡例
- 事業者が行う
 - 関係住民等が行う
 - 県(知事)が行う
 - 委員会が行う

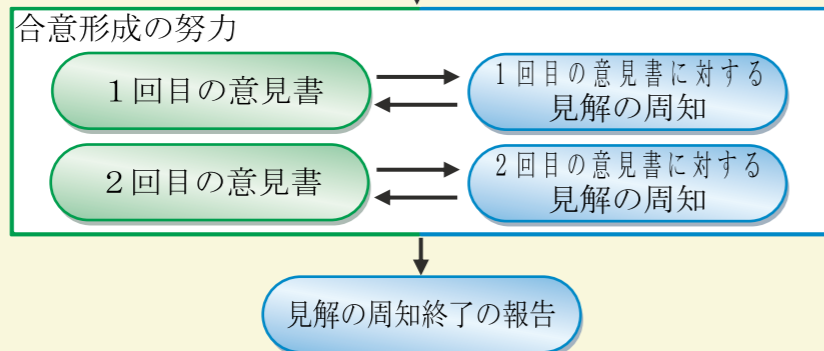
- 事業計画書・周知計画書を知事に提出 (第7条・第11条)
- 知事は事業計画書・周知計画書を審査し、結果を事業者に対して通知 (第8条・第12条)

Step2 事業計画の周知



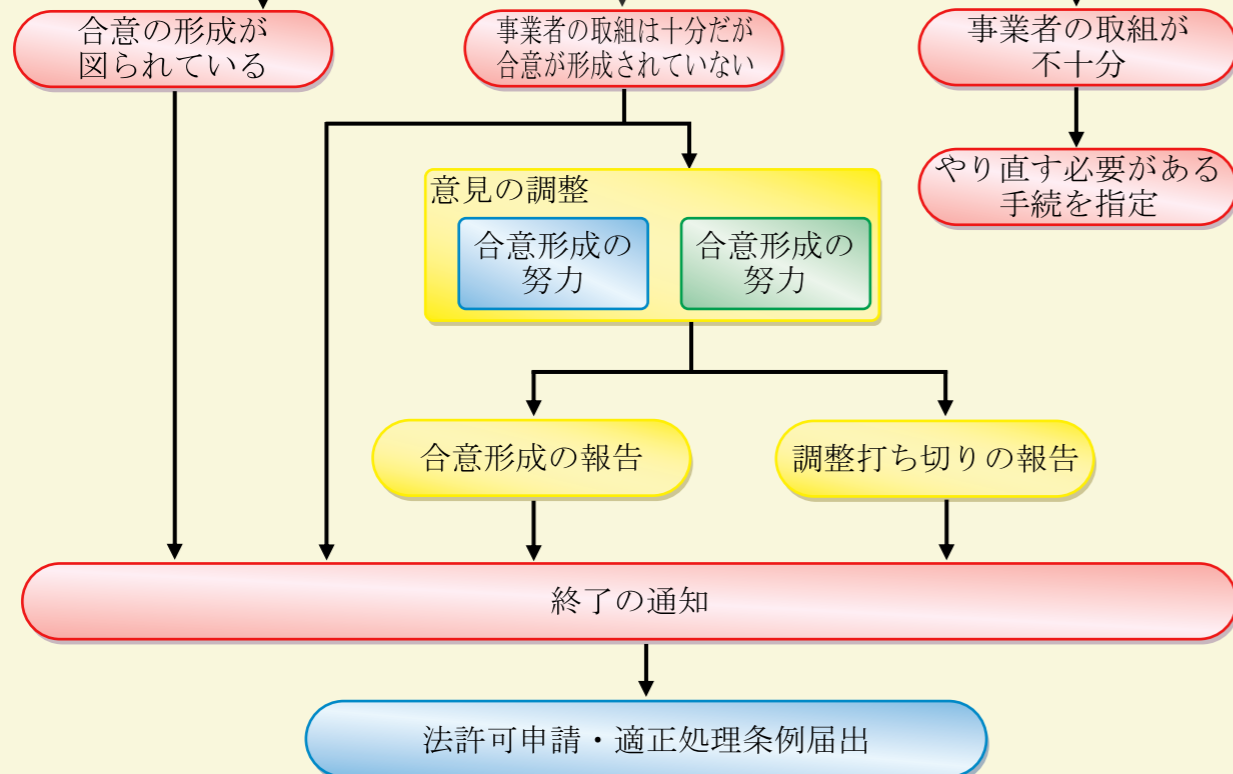
- 縦覧を開始する日の10日前までに広告を実施 (第14条)
 - ◇ 事業者は規則で定める方法により広告を行わなければなりません。
- 事業計画書の写しの縦覧を30日以上期間実施 (第15条)
- 縦覧期間内に事業計画に関する説明会を開催 (第16条)
 - ◇ 説明会は関係住民に対して、原則として周知地域内で開催しなければなりません。
- 生活環境影響調査方法書を添付した場合の特例 (第19条～第22条)
 - ◇ 生活環境影響調査方法書を添付した事業者については、周知計画書の提出から、説明会の開催までを2回行わなければなりません。
- 周知の実施状況報告 (第18条)
 - ◇ 事業者は事業計画の周知(広告・縦覧・説明会)が終了したときは、10日以内に実施状況について知事に報告しなければなりません。

Step3 合意の形成



- 事業計画に関する意見書の提出 (第23条)
 - ◇ 縦覧期間が終了した翌日から14日間を経過する日まで、周辺地域の生活環境保全上の意見を記載した意見書を事業者に提出することができます。
 - ◇ 意見書は知事を経由することとされ、計画地を所管する振興局(振興局におかれる事務所を含む。以下同じ。)に提出しなければなりません。
- 提出された意見書に対する見解書の提出及び周知 (第24条)
 - ◇ 事業者は意見書が提出された場合は、その意見に対する見解書を速やかに作成し、知事に提出するとともに、関係住民に対して見解を周知しなければなりません。
- 見解に対する意見書(2回目)の提出・その意見書に対する見解書(2回目)の提出及び周知 (第25条)

Step4 手続の終結



- 合意の形成の判断 (第26条)・異議申立てによる再判断 (第27条)
 - ◇ 知事は、事業者と関係住民との合意形成状況を把握し、合意の形成状況について判断をするとともに事業者及び関係市町村に通知し、関係住民に周知します。
 - ◇ 事業者及び関係住民は、知事の判断に対し異議申立てを行うことができます。
 - ◇ 異議の申立てがあった場合には、知事は合意の形成状況について再度判断をします。
- 意見の調整 (第28条)
 - ◇ 知事が「事業者の取組は十分だが、合意の形成が図られていない。」と判断した場合に、事業者及び関係住民(2回目の意見書を提出した者に限る。)は意見の調整の申出を行うことができます。
 - ◇ 意見の調整は「岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会(委員会)」に付託して行われ、委員会は意見の調整結果を知事に報告します。
- 終了の通知 (第29条)
 - ◇ 次の場合に知事は終了の通知を行うとともに、14日間周知します。
 - 一 1回目の知事の判断で「合意の形成が図られている」とした場合で、異議の申立てがなかったとき
 - 二 1回目の知事の判断で「条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分だが、合意の形成が図られていない」とした場合で、異議の申立て又は意見の調整の申出がなかったとき
 - 三 2回目の知事の判断で「合意の形成が図られている」としたとき
 - 四 2回目の知事の判断で「条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分だが、合意の形成が図られていない」とした場合で、意見の調整の申出がなかったとき
 - 五 委員会から報告があったとき
 - ◇ 事業者は終了の通知を受けた日から1年以内に法許可申請・適正処理条例届出を行う必要があります。

周知地域の設定

周知地域は以下の基準を勘案して、関係住民に対して十分に周知を図ることができるよう、その範囲を設定する必要があります。

法の許可施設に係る基準

- ◇ 施行令第7条の2で定める許可申請時に縦覧等を行う施設（最終処分場を除く）は、事業計画地の敷地境界から500メートル以内の地域
- ◇ 産業廃棄物最終処分場（遮断型・管理型・安定型）は、事業計画地の敷地境界から500メートルの地域及び交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道（道路境界から100m以内の地域）
- ◇ その他の産業廃棄物処理施設は、事業計画地の敷地境界から200メートル以内の地域
- ◇ 施設からの放流水がある場合は、放流水が流入する公共用水域における放流地点から1000メートル以内の水域（放流水が低水量時に100倍に希釈される場合はその地点までの水域）
- ◇ 生活環境影響調査の結果から、生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域

適正処理条例の小規模産業廃棄物処理施設に係る基準

- ◇ 産業廃棄物の焼却を行う小規模産業廃棄物処理施設は、事業計画地の敷地境界から500メートル以内の地域
- ◇ 上記以外の小規模産業廃棄物処理施設は、事業計画地の敷地境界から100メートル以内の地域
- ◇ 施設からの放流水がある場合は、放流水が流入する公共用水域における放流地点から1000メートル以内の水域（放流水が低水量時に100倍に希釈される場合はその地点までの水域）

関係住民

- ◇ 事業計画地の敷地境界から10メートル以内の土地について所有権又は賃借権等の土地を使用する権利を有する者
- ◇ 周知地域内に居住する者
- ◇ 周知地域内に事務所又は事業場を有する個人又は法人
- ◇ 周知地域内において農業又は林業を営む者
- ◇ 周知地域内の水域の管理者、水利権者、漁業を営む者及び漁業権者
- ◇ 周知地域内に居住する者が属する自治会等



岐阜県環境生活部廃棄物対策課

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL : 058-272-1111 FAX : 058-278-2607

振興局名	所在地・連絡先	所管区域
岐阜振興局 環境課	〒500-8708 岐阜市司町 1 岐阜総合庁舎 TEL:058-264-1111 FAX:058-266-1964	羽島市、各務原市、山県市、 瑞穂市、本巣市、岐南町、 笠松町、北方町
西濃振興局 環境課	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎 TEL:0584-73-1111 FAX:0584-74-9428	大垣市、海津市、養老町、 垂井町、関ヶ原町、神戸町、 輪之内町、安八町
西濃振興局 揖斐事務所 環境課	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎 TEL:0585-23-1111 FAX:0585-22-1829	揖斐川町、大野町、池田町
中濃振興局 環境課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎 TEL:0574-25-3111 FAX:0574-25-3934	美濃加茂市、可児市、 坂祝町、富加町、川辺町、 七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町
中濃振興局 中濃事務所 環境課	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 TEL:0575-33-4011 FAX:0575-35-1492	関市、美濃市、郡上市
東濃振興局 環境課	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 TEL:0572-23-1111 FAX:0572-25-0079	多治見市、瑞浪市、土岐市
東濃振興局 恵那事務所 環境課	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎 TEL:0573-26-1111 FAX:0573-25-7129	中津川市、恵那市
飛騨振興局 環境課	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎 TEL:0577-33-1111 FAX:0577-33-1085	高山市、飛騨市、下呂市、 白川村

◇ 手続条例の詳細は、窓口へ問い合わせさせていただく他にも岐阜県のホームページで情報を掲載しています。

岐阜県 産業廃棄物手続条例

検索

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 TEL : 058-272-1111 FAX : 058-278-2607

E-mail : c11225@pref.gifu.lg.jp